総合評価方式の評価内容の見直しについて

平成24年3月30日 県土整備部技術管理課

<主な見直し内容>

本県では、予定価格5千万円以上の建設工事において、総合評価方式を実施しています。

今回の見直しは、工事のより一層の品質確保を図るとともに、災害対応や地域 経済の担い手である地域の建設業の健全な発展のため、総合評価方式の評価内容を 見直します。

主な見直しの内容は、以下のとおりです。

(1)評価項目の見直し

- ①「当該工事関連分野での技術開発の実績」の評価対象の拡大 新技術(NETIS 登録技術等)の普及に伴う工事品質の向上のため、企業 の技術開発の実績に加え、当該工事へ新技術を適用する場合も評価対象と します。
- ②「手持ち工事量の状況」の受注額算出期間の変更 企業の受注状況をより適正に反映するため、受注額の対象期間を当該年度 から過去1年間に変更します。
- ③「継続教育(CPD)の取組状況」の証明書有効期間の変更 学習履歴証明書の有効期間を柔軟に捉え1年間とし、入札参加者の事務 負担の軽減を図ります。

(2) 新規評価項目の設定

①「県産品の活用」

県内生産品の使用拡大や地域経済の活性化を図るため、当該工事で使用する主要な建設資材について、県内生産品を活用する場合評価します。

※本評価項目設定に伴い、「過去2年間の公共工事での地産品使用状況」は廃止します。

②「前年度の総合評価方式での履行義務違反」 工事品質の確保を図るため、技術提案(施工計画を含む)の不履行や虚偽 申請を行った場合の規定を設定します。

(3)「(仮称)地域活用型」の試行

県内企業の参入促進を図るため、「簡易型」の評価基準の一部を変更し、 県土整備部発注の一部の建設工事において、試行します。

- ①「(仮称) 地域活用型(I)」 企業や配置予定技術者に求める、同種工事の施工実績について、発注者別 の区分を改めるとともに、要求水準(実績工事の規模・種類など)を拡大・ 細分化します。
- ②「(仮称) 地域活用型 (II)」 工事を下請けに出す場合の県内企業への発注割合の基準を引き上げると ともに、配点を拡大します。

(4) 評価値の算出方法の見直し

評価値の算出において、有効数字の取扱いを廃止し小数点以下の桁数を端数処理しないこととします。

く実施時期>

平成24年4月1日以降に入札公告を行う工事について適用します。 (既に入札手続きを開始したものは除きます。)